

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	長岡市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate01/my-number.html

執行機関名 長岡市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子どもの医療費を助成する事務であって告示で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長岡市個人情報保護条例別表第1 第5の項 子どもの医療費を助成する事務であって告示で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第2条、第3条	長岡市子どもの医療費助成事業実施要綱(平成8年告示第121号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第2条 国及び地方公共団体は、 <u>児童の保護者</u> とともに、 <u>児童</u> を心身ともに健やかに <u>育成</u> する責任を負う。 第3条 前二条に規定するところは、 <u>児童の福祉を保障するための原理</u> であり、この原理は、すべて <u>児童</u> に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。	第1条 この要綱は、 <u>安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの一環として、子どもの保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の一部を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		長岡市子どもの医療費助成事業実施要綱(平成8年告示第121号)